

○ ソフト事業について

I. ソフト事業の支援対象等

1. 対象経費について

(1) 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施段階に要する、ソフト事業を中心とした経費を支援対象とする。

(2) 具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- ・ 事業推進主体組成経費（協議会の設立等）
- ・ 事業構想・計画立案経費
- ・ 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- ・ 試作・実証経費（ただし、実装する時期の目途が明らかであるものに限る。）
※ 地域公共交通の運行にかかる実証経費について、「交通空白解消」や本交付金により新たに整備する拠点への移動手段の確保、観光周遊ルートの確立等、事業目的を達成する上で必要な新規路線等の運行にかかる実証経費は、対象となり得るが、第2世代交付金による支援は1年間分を原則とする。
- ・ 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）
- ・ 市場調査経費（テストマーケティング等）
- ・ 施設整備経費
- ・ 事業設備・備品経費

(3) 他の国庫補助金等を活用する事業において、明確な役割分担の下で、他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することは可能である。

その場合、他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業として優先的に採択する場合がある。

なお、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。

(4) ソフト事業と連携する施設整備や事業設備・備品経費については、事業計画期間のソフト事業の交付対象事業費の5割以内まで計上することができる。

なお、一つの実施計画において、ソフト事業と連携する施設整備や事業設備・備品経費と拠点整備事業の交付対象事業費の合計は、拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における総国費額の交付上限額の範囲内とする。